

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業

入 札 説 明 書

令和8（2026）年6月18日

（令和8（2026）年7月15日修正版）

魚 沼 市

< 目 次 >

第1章 用語の定義	1
第2章 入札説明書の位置付け	3
第3章 事業の内容に関する事項	4
1. 事業名	4
2. 本事業の対象となる公共施設等の種類	4
3. 公共施設等の管理者	4
4. 本事業の目的	4
5. 本事業の概要	4
6. 本施設の概要	6
7. 事業方式	6
8. 契約の形態	6
9. 事業期間	7
10. 事業期間終了後の措置	7
11. 事業の対象となる業務範囲	7
12. 事業者の収入	8
13. 余熱利用計画	8
14. 本市が適用を予定している交付金	8
15. 関係法令の遵守	8
16. 事業スケジュール（予定）	9
第4章 事業者の募集及び選定に関する事項	10
1. 事業者の募集及び選定方法	10
2. 募集及び選定の手順	10
3. 応募者の参加資格要件	12
4. 入札の手続き	19
5. 予定価格及び入札書比較価格	29
6. 応募者の審査及び落札者の選定	30
7. 落札者決定後の手続き	31
8. 著作権	31
9. 特許権等	31
10. 応募に係る費用	32
第5章 事業者責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	33
1. 指定されるサービスの水準・仕様	33
2. 想定されるリスクの分担	33
3. 事業者が加入する保険	33
4. 本市による事業実施状況の監視	33

5. 地元の雇用及び地元企業の活用	34
6. 地域住民との共生	34
第6章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	35
1. 敷地面積及び配置	35
2. 都市計画事項	35
第7章 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	35
1. 係争事由に係る基本的な考え方	35
2. 管轄裁判所	35
第8章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	36
1. 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	36
2. 本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	36
3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	36
4. その他	36
第9章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	37
第10章 その他本事業の実施に関し必要な事項	37
1. 議会での議決	37
2. 情報提供	37
3. 入札公告に関する担当	37

【添付資料】

- 添付資料 1 事業実施場所
- 添付資料 2 事業実施区域
- 添付資料 3 契約スキーム
- 添付資料 4 役割分担概念図
- 添付資料 5 リスク分担
- 添付資料 6 対価の構成及び支払方法
- 添付資料 7 対価の減額等に係る措置
- 添付資料 8 事業者が付保する保険
- 添付資料 9 提出書類の作成要領

第1章 用語の定義

実施方針において使用する用語の定義は、次のとおりである。

運営・維持管理業務	本事業のうち、本施設の運営・維持管理に係る業務をいう。
運営業務委託契約	本事業の運営・維持管理業務の実施のために、基本契約に基づき、本市と運営事業者が締結する契約をいう。
運営事業者	本事業において、本施設の運営・維持管理業務を行う者で、構成員が出資を行い設立する特別目的会社又は単体企業をいう。
エネルギー回収型 廃棄物処理施設	本施設を構成する施設のうち、燃やせるごみ（医療系廃棄物、汚泥を含む。）、マテリアルリサイクル推進施設で生成される破碎残さ及び災害廃棄物を処理対象物として焼却処理し、ごみの焼却によって発生する熱エネルギーを温水や蒸気等として回収する施設をいう。
応募者	入札手続きに参加する複数企業で構成される応募グループをいう。
基本協定	事業契約の締結に向けた双方の協力義務等について定めることを目的として、本市と落札者が締結する協定をいう。
基本契約	事業者の本事業を一括で発注するために、本市と建設事業者及び運営事業者で締結する契約をいう。
協力企業	特別目的会社を設立する場合において、本事業の設計・建設業務又は運営・維持管理業務を行う企業のうち、運営事業者となる特別目的会社に出資しない企業をいう。
現施設	本市の現在運用している一般廃棄物処理施設であるエコプラント魚沼をいう。
建設工事請負契約	本事業の設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、本市と建設事業者が締結する契約をいう。
建設事業者	本事業において、設計・建設業務を担当する者で、共同企業体又は単体企業をいう。
建築物等	本施設のうち、プラントを除く設備及び建築物を総称していう。
構成員	特別目的会社を設立する場合において、本事業の設計・建設業務又は運営・維持管理業務を行う企業のうち、運営事業者となる特別目的会社に出資する企業をいう。 また、特別目的会社を設立しない場合においては、本事業の設計・建設業務又は運営・維持管理業務を行う企業をいう。
混載状態	本施設の処理対象物のうち、いずれか2つ以上のごみが一度に搬入される状態をいう。
さわやかセンター	エコプラント魚沼に隣接する本市の施設であり、エコプラント魚沼で発生した余熱（温水）を利用して、入浴や軽スポーツ、レクリエーション等に供する機能を備えた施設をいう。
敷地	事業実施区域及び現施設使用区域を合わせた範囲をいう。
事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の総称をいう。
事業提案書	本事業を実施する落札者の特定に当たり、応募者が募集要項等に基づき作成し、提出する書類一式をいう。
事業実施区域	本事業を実施する区域をいう。
事業者	本市と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。

従業	者	本施設に勤務する運営事業者の職員をいう。
処理生成物		焼却灰及び飛灰をいう。
処理棟		本施設のうち、プラントなどを備えた建物をいう。
処理不適物		本施設では受け入れや処理、資源化ができないごみ又は本施設に不具合を生じさせるものを総称していう。
設計・建設業務		本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務、事業実施区域内の構築物（焼却灰及び資源化物一時置場、ヘリポートアスファルト、旧リサイクルハウス基礎、現施設からの排水路等）の解体・撤去工事に係る業務をいう。
選定委員会		本市が応募者から提出を受ける事業提案書の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するための機関として設置する「魚沼市新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会」をいう。
地方公共団体		地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団）をいう。
特別目的会社		本事業の運営・維持管理業務の実施のみを目的として設立される株式会社をいう。
プラント		本施設で処理対象物を処理するために必要な全ての機械設備・電気設備・計装制御設備等を総称していう。
入札関係書類		本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、契約書案、落札者決定基準書などの書類を総称していう。
入札説明書等		入札公告と同時に公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営業務委託契約書（案）、様式集及びこれらに関する質問回答を総称して又は個別にいう。
本業務		本施設の運営・維持管理業務をいう。
本工事		本施設の設計・建設業務をいう。
本市		魚沼市をいう。
本施設		本事業において、事業者が設計・建設するごみ処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設）をいい、事業実施区域内の設備、建築物及びその附帯設備を含めていう。
本事業		魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業をいう。
マテリアルリサイクル推進施設		本施設を構成する施設のうち、金属・その他、大型ごみ、ビン、缶、古紙類、古着、食器、枝・木（木材）、食用油、危険・有害ごみ（乾電池、水銀廃棄物等）等を処理対象物として破砕、選別、保管等の処理を行う施設をいう。
要求水準書		要求水準書（設計・建設業務編）及び要求水準書（運営・維持管理業務編）を総称していう。
要求水準書（運営・維持管理業務編）		本事業における運営・維持管理業務に係る要求水準書をいう。
要求水準書（設計・建設業務編）		本事業における設計・建設業務に係る要求水準書をいう。
落札者		選定委員会において落札者として選定されたのち、落札者として決定された応募者をいう。
D B O方式		Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を事業者に一括して委ねる公設民営方式の事業手法をいう。

第2章 入札説明書の位置付け

本市では、本事業について「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」の規定に準じて実施するため、令和8年4月9日に「魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針」を公表した。

入札説明書は、本事業を実施する事業者選定のための総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）に適用するものであり、本事業に係る入札公告に基づく事業者の募集及び選定等については、入札説明書等及びこれらに関する質問回答により、実施する。

応募者は、入札説明書等の内容を十分理解したうえで、本事業の目的に沿った条件で必要な書類等の作成を行うものとする。

第3章 事業の内容に関する事項

1. 事業名

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業

2. 本事業の対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

3. 公共施設等の管理者

魚沼市長 内田 幹夫

4. 本事業の目的

本市では、令和8（2026）年3月に策定した「魚沼市新ごみ処理施設整備基本計画」に基づき、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用することで本施設の効率的かつ効果的な設計・建設及び運営を行い、将来にわたり安全で安定したごみの適正処理、循環型社会を構築することを目的とする。

5. 本事業の概要

本事業では、本市から排出される燃やせるごみ、ビン・缶、金属・その他、大型ごみ等を適正に処理するために、エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設を整備する。また、20年間にわたり、受付・計量、ごみ処理等の運転管理業務のほか、維持管理業務、余熱利用管理業務、測定管理業務、情報管理業務等の運営・維持管理業務を行うものとする。

本市では、本施設の整備に係る基本方針を、次のとおり定めている。

【魚沼市新ごみ処理施設整備における基本方針】

基本方針①：安全で安定したごみ処理が可能な施設

新ごみ処理施設ではこれまでと同様に本市から排出されるごみを適正に処理する責任を担う施設となります。よって、施設に不具合が生じると本市における生活環境や公衆衛生に大きな悪影響を及ぼすことになるため、次に示す方針に従い整備を進めることとします。

- ・ごみ量やごみ質の変動にも対応でき、安定した稼働を持続することができる処理方式を採用します。
- ・不具合が発生しないよう安全性を重視した設計を行います。
- ・近年、多発しているリチウムイオン電池による火災など、ごみ処理における各種の事故に対応できる安全な施設とします。

基本方針②：環境保全に配慮しながら循環型社会形成に寄与する施設

施設の建設・運営を通じて周辺環境への影響を最小限に抑えるとともに地球に優しい技術やプロセスを導入するため、次に示す方針に従い整備を進めることとします。

- ・最新の公害防止技術を導入することで法規制よりも厳しい自主規制値を設定し、周辺環境への影響を抑えます。
- ・ごみ処理にて発生した熱エネルギーを効率的に回収し、有効活用できる技術を採用します。
- ・ごみ処理で発生する二酸化炭素を最大限削減し、地球温暖化対策に貢献できる施設を目指します。

基本方針③：経済性に優れた施設

施設の建設から運営・維持管理及び改修までを含めたライフサイクルコスト（LCC）の適正化を図るため、次に示す方針に従い整備を進めることとします。

- ・将来の設備、装置の延命化を視野に入れた総合的な整備が実現可能な発注方式を採用します。
- ・市の財政負担を軽減するために、環境省の交付金制度を活用できる施設とします。
- ・建設費だけではなく、施設を適正に維持管理するために必要な維持管理費及び補修費を抑えることができる方法を採用します。

基本方針④：地域と共存する施設

周辺住民との密接な連携や整備運営状況の透明化を図ることで施設の信頼性を高めるため、次に示す方針に従い整備を進めることとします。

- ・ごみ処理に関する情報発信を積極的に行うことや施設見学、環境学習等を通じて、市民が環境問題への意識向上に資する施設とします。
- ・地域の景観と調和を図り、市民に広く親しまれる施設とします。

6. 本施設の概要

本施設の概要は、次に示すとおりである。

項目		概要
事業実施場所／ 事業実施区域		新潟県魚沼市中島 707 番地 1 地内 「入札説明書添付資料 1 事業実施場所」及び「入札説明書添付資料 2 事業実施区域」参照
エネルギー 回収型廃棄 物処理施設	処理対象物	可燃ごみ、医療系廃棄物、汚泥、破碎残さ、災害廃棄物
	処 理 方 式	ストーカ式焼却炉又は流動床式焼却炉(准連続燃焼式)
	施 設 規 模	42.0t/16h (21.0t/16h×2 炉)
マテリアル リサイクル 推進施設	処理対象物	金属・その他、大型ごみ、ビン、生ビン、缶、古紙類、古着、 食器、枝・木(木材)、食用油、危険・有害ごみ等
	処 理 方 式	破碎、選別、圧縮梱包、保管
	施 設 規 模	金属・その他、大型ごみ 5.0t/5h びん・缶 1.0t/5h ストックヤード 約 70m ²
付 帯 施 設 ／ 付 帯 設 備		計量棟、駐車場、構内道路、調整池、門扉、囲障、植栽等その他 関連する施設や設備等
供 用 開 始		令和 13 (2031) 年 4 月

7. 事業方式

本事業における本施設の整備及び運営は、DBO 方式により実施する。

落札者は、建設事業者として本施設の設計・建設業務を行うとともに運営事業者として 20 年間の運営・維持管理期間にわたって、本施設の運営・維持管理業務を行うものとする。なお、落札者による特別目的会社の設立は任意とする。

8. 契約の形態

本市と落札者は、基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の締結に向けた双方の協力義務等を規定した基本協定を速やかに締結する。

本市は、落札者と相互に協力し、本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を締結する。また、基本契約に基づいて、落札者のうち建設事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。さらに、基本契約に基づいて、運営事業者と本事業に係る運營業務委託契約を締結する。

事業契約の締結主体を「添付資料 3 契約スキーム (案)」に示す。

9. 事業期間

事業期間は、次のとおりである。

- ・設計・建設業務期間　　：事業契約締結日から令和 13（2031）年 3 月 31 日まで
- ・運営・維持管理業務期間：令和 13（2031）年 4 月 1 日から令和 33（2051）年 3 月 31 日まで（20 年間）

なお、設計・建設業務については、令和 9（2027）年度内に着工すること。なお、着工とは、現場着工（土地造成等の土木工事を含む）を指す。

10. 事業期間終了後の措置

本市では、本施設を供用開始後 35 年間以上にわたって使用する予定であることから、事業者は、本施設を 35 年間以上使用することを前提として、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を実施することとする。

また、事業者は、事業期間終了時に本市の定める引渡し時における本施設の要求水準を満足する状態に保って、本市に引継ぐものとする。本市及び事業者では、本施設の事業期間終了後の措置について、運営開始後 16 年目（令和 28（2046）年度）の時点から協議を開始するものとする。

11. 事業の対象となる業務範囲

（1）事業者が行う業務

ア 本施設の設計・建設に関する業務

- （ア）事業実施区域内の構築物の解体・撤去工事（解体設計を含む）
- （イ）本施設の設計
- （ウ）本市が提示する調査結果以外に必要となる事前調査
- （エ）本市の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）等申請支援
- （オ）本市が行うその他許認可申請支援
- （カ）本施設の建設（工事内訳書作成含む）
- （キ）建設工事に係る許認可申請等
- （ク）住民対応（建設事業者の実施する業務に起因するもの）

イ 本施設の運営・維持管理に関する業務

- （ア）運転管理業務
- （イ）維持管理業務
- （ウ）余熱利用管理業務
- （エ）測定管理業務
- （オ）防災等管理業務
- （カ）関連業務
- （キ）情報管理業務

- (ク) 住民対応（運営事業者の実施する業務に起因するもの）

(2) 本市が行う業務

ア 本施設の設計・建設に関する業務

- (ア) 用地の確保
- (イ) 本施設の交付金申請手続
- (ウ) 本施設の設計・建設モニタリング
- (エ) 住民対応（建設事業者の実施する業務に起因するもの以外）
- (オ) その他これらを実施する上で必要な業務

イ 本施設の運営・維持管理に関する業務

- (ア) 本施設へのごみの搬入
- (イ) エネルギー回収型廃棄物処理施設からの残さの運搬及び処分
- (ウ) マテリアルリサイクル推進施設からの資源物等の運搬及び処分
- (エ) 住民対応（運営事業者の実施する業務に起因するもの以外）
- (オ) 運営モニタリング
- (カ) その他これらを実施する上で必要な業務

1 2. 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、本施設の設計・建設業務の対価としての施設整備費及び運営・維持管理業務の対価としての運営業務委託費とする。また、金属等の売却益は、本市帰属とする。なお、詳細については、入札関係書類において示す。

1 3. 余熱利用計画

運営事業者は、焼却による熱エネルギーを利用し、蒸気や温水を本施設内外で利用するとともに、隣接する余熱利用施設（さわやかセンター）に温水を供給することで、エネルギー回収率 10%以上を達成するものとする。

1 4. 本市が適用を予定している交付金

本市では、本事業の実施に関して、交付金の適用を予定している。建設事業者は、本市が行う交付金に係る申請手続に必要な書類の作成等について、必要な支援をするものとする。

1 5. 関係法令の遵守

本市及び事業者は、本事業を実施するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）を始め必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

16. 事業スケジュール（予定）

（１）入札公告	令和 8（2026）年 6 月 18 日
（２）事業提案書の受付	令和 8（2026）年 12 月 8 日
（３）落札者の決定	令和 9（2027）年 2 月中旬
（４）基本協定の締結	令和 9（2027）年 2 月下旬
（５）仮契約の締結	令和 9（2027）年 3 月下旬
（６）事業契約の締結（議会議決）	令和 9（2027）年 3 月下旬
（７）本施設の設計・建設	事業契約締結日から令和 13（2031）年 3 月 31 日まで
（８）本施設の運営・維持管理	令和 13（2031）年 4 月 1 日から 令和 33（2051）年 3 月 31 日まで

第4章 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者の募集及び選定方法

本事業では、応募者が、入札関係書類に示す参加資格要件を満たしており、かつ応募者の提案内容が、技術的観点から本市が要求する水準を満足することを条件として、落札者を決定する。なお、落札者の決定は、公平性及び透明性の確保の観点から、総合評価一般競争入札を採用する。

2. 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール（予定）

事業者の募集、選定及び契約スケジュールは、次のとおり予定している。

項目	日程
① 入札公告	令和8（2026）年6月18日（木）
② 第1回入札関係書類に関する質問の受付期限 (参加資格) (参加資格以外)	令和8（2026）年6月30日（火） 令和8（2026）年7月7日（火）
③ 第1回入札関係書類に関する質問への回答公表 (参加資格) (参加資格以外)	令和8（2026）年7月15日（水） 令和8（2026）年7月30日（木）
④ 入札参加資格審査書類の受付期限	令和8（2026）年8月12日（水）
⑤ 入札参加資格審査結果の通知	令和8（2026）年8月21日（金）
⑥ 現地見学会	令和8（2026）年8月下旬
⑦ 対面的対話	令和8（2026）年9月上旬
⑧ 第2回入札関係書類に関する質問の受付期限	令和8（2026）年9月11日（金）
⑨ 第2回入札関係書類に関する質問への回答公表	令和8（2026）年10月2日（金）
⑩ 事業提案書の受付期限	令和8（2026）年12月8日（火）
⑪ 落札者の選定	令和9（2027）年2月上旬
⑫ 落札者の決定	令和9（2027）年2月中旬
⑬ 基本協定の締結	令和9（2027）年2月下旬
⑭ 仮契約の締結	令和9（2027）年3月下旬
⑮ 事業契約の締結（議会議決）	令和9（2027）年3月下旬

(2) 入札公告及び入札関係書類の公表

本市では、入札公告により、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書、基本協定書(案)、基本契約書(案)、建設工事請負契約書(案)、運營業務委託契約書(案)、様式集等の入札関係書類を公表する。

また、本市では、本事業に参加を検討する者から、入札公告の内容に関する質問を受け付け、質問に対する回答を本市ホームページで公表する。

(3) 入札参加資格審査書類の受付及び入札参加資格審査結果の通知

本市では、本事業への参加を希望する応募者に対し、入札参加表明書及び入札参加資格審査に必要な書類の提出を求める。なお、入札参加資格審査の結果は、各応募者に通知する。

また、入札参加資格審査を通過しなかった応募者は、本市に対しその理由を書面により説明を求めることができる。

(4) 現地見学会の実施

本市では、入札参加資格審査通過者を対象に、事業実施区域及び周辺環境等の把握を目的として現地見学会を実施する。

(5) 対面的対話の実施

本市では、入札参加資格審査通過者を対象に、事業の位置付けや特徴等の事業目的への理解促進、事業提案書における要求水準の未達回避、より大きな民間の創意工夫の発揮等を目的として、対面的対話を行う。

(6) 事業提案書の受付

本市では、入札参加資格審査通過者に対し、入札関係書類に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した事業提案書の提出を求める。

3. 応募者の参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとする。なお、本市では、応募者の資格を確認するため、入札参加資格審査を実施する。

(1) 応募者の構成等

- ア 応募者は、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を実施する予定の複数の企業又は単体企業で構成する。
- イ 応募者は、特別目的会社を設立する場合、構成員及び協力企業から構成されるものとする。なお、特別目的会社の設立有無に関係なく、構成員のみで構成することも可能である。
- ウ 応募者の構成員の中から「第4章 3. (2) イ (ア) エネルギー回収型廃棄物処理施設におけるプラントの設計・建設を行う者の要件」を全て満たす1者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- エ 構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、「第4章 3. (2) ウ 参加資格の確認(オ)及び(カ)」に示す場合は、この限りではない。
- オ 構成員又は協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。
- カ 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。なお、上記「資本関係又は人的関係のある者」とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ）。

(ア) 資本関係がある場合

次の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係がある場合

次の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

なお、人的関係の対象となる取締役とは、次に掲げる者をいう。

- ① 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- ② 取締役（社外取締役及び委員会設置会社（会社法第2条第1項第12号に規定する委員会設置会社をいう。以下同じ。）の取締役を除く。）
- ③ 委員会設置会社における執行役又は代表執行役

- (ウ) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- キ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 応募者の参加資格要件

ア 共通の参加資格要件

次のいずれかに該当する者は、応募者の構成員及び協力企業となることはできない。

- (ア) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- (イ) 入札参加資格審査書類受付期限の日現在、本事業における各構成企業の役割に応じた最新の魚沼市入札参加資格者名簿に登載されていない者。
- (ウ) 本市から指名停止措置を受けている者。
- (エ) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（以下「PFI 法」という。）第 9 条の各号の規定に該当する者。
- (オ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。
- (カ) 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (キ) 電子交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- (ク) 会社法第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者。
- (ケ) 会社更生法第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者。
- (コ) 民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。
- (サ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産手続開始の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされている者。
- (シ) 請け負う業務に応じた必要な許認可や資格を保有しない者又は有資格者や技術者を配置できない者。
- (ス) 魚沼市暴力団排除条例（平成 23 年魚沼市条例第 31 号）第 6 条に基づく措置を受けている者。
- (セ) 本市が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者。

八千代エンジニアリング株式会社

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業

(ウ) 本市が設置する選定委員会の委員が所属する企業。

イ 各業務を行う者の要件

応募者は、本事業の設計・建設業務、運営・維持管理業務の各業務を行う者として、次の(ア)から(カ)の各項の要件を満たす構成員又は協力企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務に当たる者を兼ねることが可能である。

(ア) エネルギー回収型廃棄物処理施設におけるプラントの設計・建設を行う者の要件

建設事業者のうち、エネルギー回収型廃棄物処理施設におけるプラントの設計・建設を行う企業は、構成員とし、次の要件を全て満たすこと。ただし、同一業務を複数の企業で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1者は次の要件を全て満たすこととし、その他の企業は少なくとも①、②の要件を満たすものとする。

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づき清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。
- ② 魚沼市建設工事入札参加資格審査規程（平成16年魚沼市告示第62号。以下「建設工事審査規程」という。）第6条に規定する経営事項審査により算定された清掃施設工事における総合評定値に基づく評定値を有している者であること。
- ③ 次の要件を全て満たす地方公共団体におけるエネルギー回収型廃棄物処理施設の竣工実績を複数件有していること。ただし、元請又は共同企業体で契約したものに限る。
 - 1) 平成28（2016）年4月1日以降に竣工した施設
 - 2) 処理能力が42t/日以上かつ炉構成が2炉以上の施設
 - 3) 処理方式が焼却方式（ストーカ式又は流動床式）の施設
 - 4) DBO方式又はPFI方式による事業
- ④ 建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証を有する監理技術者を建設業務期間中に専任で配置できること。なお、監理技術者は、企業が直接雇用している者とする。

(イ) マテリアルリサイクル推進施設におけるプラントの設計・建設を行う者の要件

建設事業者のうち、マテリアルリサイクル推進施設におけるプラントの設計・建設を行う企業は、構成員とし、次の要件を全て満たすこと。ただし、同一業務を複数の企業で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1者は次の要件を全て満たすこととし、その他の企業は少なくとも①、②の要件を満たすものとする。

- ① 建設業法第3条第1項の規定に基づき清掃施設工事又は機械器具設置工事の特定建設業の許可を受けていること。

- ② 建設工事審査規程第6条に規定する経営事項審査により算定された、清掃施設工事又は機械器具設置工事における総合評定値に基づく評定値を有している者であること。
- ③ 次の要件を全て満たす地方公共団体におけるマテリアルリサイクル推進施設の竣工実績を複数件有していること。ただし、元請又は共同企業体での当該施設の設計・建設業務で契約したものに限り。
 - 1) 平成28(2016)年4月1日以降に竣工した施設
 - 2) 粗大ごみ又は不燃ごみ(いずれか一方のみを含む。)を対象とする、若しくは対象に含む破砕選別処理施設における施設規模のうち、粗大ごみ又は不燃ごみ(いずれか一方のみを含む。)の施設規模5.0t/日以上
 - 3) 高速回転式破砕機を設置したもの

(ウ) 本施設における建築物等の設計を行う者の要件

建設事業者のうち、本施設における建築物等の設計を行う企業は、構成員又は協力企業とし、次の要件を全て満たすこと。ただし、同一業務を複数の企業で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1者は次の要件を全て満たすこととし、その他の企業は少なくとも①、②の要件を満たすものとする。

- ① 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。
- ② 建設工事審査規程第6条に規定する経営事項審査により算定された、建築一式工事、清掃施設工事若しくは機械器具設置工事における総合評定値に基づく評定値を有している者(建築一式工事にあっては総合評定値に基づく評定値の区分に応じた等級がA等級である者。)又は魚沼市測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査規定(平成16年魚沼市告示第63号)第6条の規定により入札参加資格者名簿に登載され、建築一般若しくは建築積算の業種について競争入札の参加資格が認められた者であること。
- ③ 地方公共団体における一般廃棄物処理施設(エネルギー回収型廃棄物処理施設とし、施設規模及び処理方式は問わない。)に係る設計の実績があること。なお、実績とは、元請又は共同企業体での当該施設の設計・建設業務又は設計業務で契約したものに限り。

(エ) 本施設における建築物等の建設を行う者の要件

建設事業者のうち、本施設における建築物等の建設を行う企業は、構成員又は協力企業とし、次の要件を全て満たすこと。ただし、同一業務を複数の企業で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1者は次の要件を全て満たすこととし、その他の企業は少なくとも①、②の要件を満たすものとする。

- ① 建設業法第3条第1項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② 建設工事審査規程第6条に規定する経営事項審査により算定された、建築一式工事、清掃施設工事又は機械器具設置工事における総合評定値に基づく評定値を有している者であること。なお、建築一式工事にあつては総合評定値に基づく評定値の区分に応じた等級がA等級であること。
- ③ 地方公共団体における公共建築物に係る建設の実績があること。なお、実績とは、元請又は共同企業体での当該施設の設計・建設業務又は建設業務で契約したものに限る。

(オ) エネルギー回収型廃棄物処理施設における運営・維持管理業務を行う者の要件

エネルギー回収型廃棄物処理施設の運営・維持管理業務を行う者は、特別目的会社からエネルギー回収型廃棄物処理施設の運営・維持管理業務を受託する企業又は特別目的会社を設立しない場合の運営事業者で、構成員とし、次に示す要件を満たすこと。ただし、同一業務を複数の企業で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1者は次の要件を全て満たすこととし、その他の企業は少なくとも①の要件を満たすものとする。

- ① 魚沼市物品製造・役務の提供等入札参加資格審査規程（令和6年魚沼市告示第294号。以下「物品等審査規程」という。）第5条の規定に基づき入札参加資格者名簿に登載され、競争入札の参加資格が認められた者であること。
- ② 次の要件を全て満たす地方公共団体のエネルギー回収型廃棄物処理施設における運営・維持管理業務を元請として受託した、又は特別目的会社を設立する場合においては特別目的会社へ出資し、かつ特別目的会社から直接受託した、1年以上の実績を有すること。
 - 1) 平成28（2016）年4月1日以降に竣工した施設
 - 2) 処理能力が42t/日以上かつ炉構成が2炉以上の施設
 - 3) 処理方式が焼却方式（ストーカ式又は流動床式）の施設
 - 4) DBO方式又はPFI方式による事業
- ③ 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し、准連続運転式又は連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は焼却方式（ストーカ式又は流動床式）に限る。）で、施設規模が42t/日以上（複数炉）の施設（1年以上の稼働期間を有する施設に限る。）の現場総括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者）としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として、運営開始後2年間以上配置できること。

(カ) マテリアルリサイクル推進施設の運営・維持管理業務を行う者の要件

マテリアルリサイクル推進施設の運営・維持管理業務を行う者は、特別目的会社からマテリアルリサイクル推進施設の運営・維持管理業務を受託する企業又は特別目的会社を設立しない場合の運営事業者で、構成員とし、次に示す要件を満たすこと。ただし、同一業務を複数の企業で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 者は次の要件を全て満たすこととし、その他の企業は少なくとも①の要件を満たすものとする。

- ① 物品等審査規程第 5 条の規定に基づき入札参加資格者名簿に登載され、競争入札の参加資格が認められた者であること。
- ② 次の要件を全て満たす地方公共団体のマテリアルリサイクル推進施設において、運営・維持管理業務を元請として受託した、又は特別目的会社を設立する場合においては特別目的会社へ出資し、かつ特別目的会社から直接受託した、1 年以上の実績を有すること。
 - 1) 平成 28 (2016) 年 4 月 1 日以降に竣工した施設
 - 2) 粗大ごみ又は不燃ごみ (いずれか一方のみを含む。) を対象とする、若しくは対象に含む破碎選別処理施設における施設規模のうち、粗大ごみ又は不燃ごみ (いずれか一方のみを含む。) の施設規模が 5.0t/日以上
 - 3) 高速回転式破碎機を設置したもの

ウ 参加資格の確認

- (ア) 入札参加資格確認基準日は、入札参加資格審査書類受付期限の日とする。
- (イ) 落札者選定までの間に応募者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本市は当該応募者を落札者選定のための審査対象から除外する。
- (ウ) 落札者を選定した日から落札者決定日までの間に応募者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本市は落札者の選定を取り消す。
- (エ) 落札者決定日の翌日から事業契約締結に係る市議会の議決日までの間に落札者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本市は落札者決定を取り消す。
- (オ) 代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠いた場合に、落札者決定日の前日までに、代表企業から構成員又は協力企業の変更の申出を受けたときは、本市と協議を行い、当該構成員又は協力企業の除外又は変更についてやむを得ない理由があり、当該構成員又は協力企業の除外又は変更により入札参加資格を満たし、かつ、提案書の提出後においては当該提案書の内容に即した事業の安定的な遂行及びサービス水準の維持が図られると本市が認めた場合は、変更を認めることがある。
- (カ) 落札者決定日から事業契約締結に係る市議会の議決日までの間に代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠いた場合には、速やかに本市へ申出を行い、本市と協議を行い、当該構成員又は協力企業の除外又は変更についてやむを得ない理由があり、当該構成員又は協力企業の除外又は変更により入札参加資格を満たし、かつ、

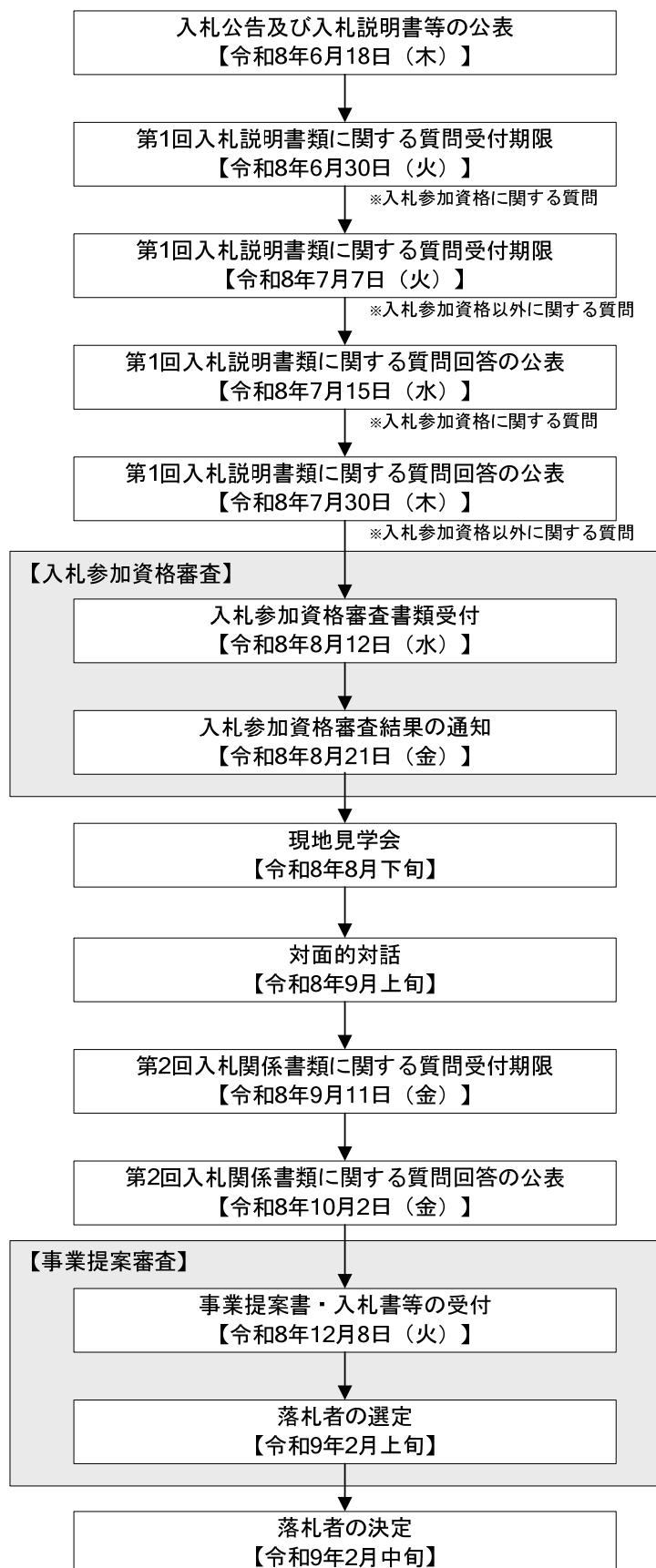
提案書の内容に即した事業の安定的な遂行及びサービス水準の維持が図られると本市が認めた場合は、変更を認めることがある。

- (キ) いずれの場合において、本市は、除外、落札者選定、落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

4. 入札の手続き

(1) 入札手続きの概要

入札手続きの流れは、次のとおりである。



(2) 入札説明書等

本市では、次の書類を本市ホームページで公表する。

- ア 入札公告
- イ 入札説明書
- ウ 要求水準書 設計・建設業務編
- エ 要求水準書 運営・維持管理業務編
- オ 要求水準書 添付資料
- カ 落札者決定基準書
- キ 基本協定書（案）
- ク 基本契約書（案）
- ケ 建設工事請負契約書（案）
- コ 運營業務委託契約書（案）
- サ 様式集

(3) 第 1 回入札説明書等に関する質問受付及び回答公表

第 1 回入札説明書等に関する質問受付及び回答は、次のとおり実施するものとし、所定の質問書以外では一切応じない。なお、質問に対する回答は全て公表するものとする。ただし、公平な競争性の確保が危惧されるなど、本市が非公表と判断した質問については、回答しない。

ア 対象

本事業への入札の参加を希望する者を対象とする。

イ 受付期限

第 1 回入札説明書等に関する質問の期限は、次のとおりとする。

- (ア) 入札参加資格に関する質問：令和 8 年 6 月 30 日（火）午後 5 時まで
- (イ) 入札参加資格以外に関する質問：令和 8 年 7 月 7 日（火）午後 5 時まで

ウ 提出方法

入札説明書等と同時に本市ホームページに公表する第 1 回入札説明書等に関する質問書（様式第 1-1 号）（Microsoft Excel 形式）に記入のうえ、電子メールで提出する。なお、本市は、質問・意見書を提出した者に対し、到達確認メールを返信する。

(ア) 提出先：「第 10 章 3. 入札公告に関する担当」参照

(イ) メールタイトル：「(企業名) 第 1 回入札説明書等に関する質問書」

エ 回答の公表

第1回入札説明書等に関する回答は、次の日時までに本市ホームページで公表する。

(ア) 入札参加資格に関する質問に対する回答：令和8年7月15日（水）まで

(イ) 入札参加資格以外に関する質問に対する回答：令和8年7月30日（木）まで

(4) 入札参加資格審査に関する書類の受付及び通知

応募者の代表企業は、次の要領に従って入札参加資格審査に関する提出書類（様式第2-1号から様式第2-9号）を提出すること。

ア 対象

本事業への入札の参加を希望する者を対象とする。

イ 受付期限

令和8年8月12日（水）午後5時までとする。なお、提出期限に遅れた入札参加資格審査に関する提出書類は受け付けない。

ウ 提出方法

応募者の代表企業が、持参又は郵送（受付期限内必着、書留に限る。）により受付期限までに提出する。持参の場合は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで及び期間中の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日（以下「祝日等」という。）を除く。）

また、郵送で提出する場合、封入物の鑑には「入札参加資格審査書類在中」と朱書きすること。なお、電子メール及びFAXによる提出は認めない。

エ 入札参加資格審査書類

(ア) 入札参加資格審査申請書（様式第2-1号）

(イ) 応募者の構成（様式第2-2号）

(ウ) 委任状（代表企業）（様式第2-3号）

(エ) 入札参加資格要件確認書①（様式第2-4号）

(オ) 入札参加資格要件確認書②（様式第2-5号）

(カ) 入札参加資格要件確認書③（様式第2-6号）

(キ) 入札参加資格要件確認書④（様式第2-7号）

(ク) 入札参加資格要件確認書⑤（様式第2-8号）

(ケ) 入札参加資格要件確認書⑥（様式第2-9号）

オ 提出先

「第10章 3. 入札公告に関する担当」参照のこと。

カ 結果通知

入札参加資格審査結果は、令和 8 年 8 月 21 日（金）までに応募者の代表企業に書面（電子メールその他の電磁的記録を含む。）で通知する。その際、入札参加資格審査に通過した者には、事業提案書の作成に必要な応募者名を交付するとともに、必要に応じて必要な電子データを配付する。

キ 入札参加審査結果の説明請求

- (ア) 審査の結果、入札参加資格が認められなかったものは、その理由について本市に対して説明を求めることができる。
- (イ) 入札参加資格審査結果理由の説明を求める場合には、本市が通知した日の翌日から起算して 7 日以内（期間中の祝日等を除く。）に書面（書式は自由）を提出すること。提出方法は、持参又は郵送（7 日目の消印有効、書留に限る。）によるものとし、持参の場合は、午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時まで及び期間中の祝日等を除く。）とする。なお、電子メール及び F A X による提出は認めない。
- (ウ) 説明を求めたものに対する回答は、書面により行う。

(5) 現地見学会に関する書類の受付

現地見学会に参加を希望する者は、現地見学会への申込書を提出すること。

ア 受付期限

令和 8 年 8 月 12 日（水）午後 5 時までとする。

イ 提出方法

応募者の代表企業が、持参又は郵送（受付期限内必着、書留に限る。）により受付期限までに提出する。持参の場合は、午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時まで及び期間中の祝日等を除く。）とする。なお、電子メール及び F A X による提出は認めない。

ウ 提出書類

- (ア) 現地見学会への申込書（様式第 3-1 号）
- (イ) 参加者リスト（様式 3-2 号）

エ 提出先

「第 10 章 3. 入札公告に関する担当」参照のこと。

(6) 現地見学会の開催

ア 目的

応募者が事業提案書の作成に当たり、建設地及び周辺環境等を把握し、より効果的な事業提案書を作成できるようにすることを目的とする。

イ 対象

入札参加資格が認められた応募者を対象とする。

ウ 開催日

令和8年8月下旬を予定する。なお、開催日は、応募者ごとに本市と調整するが、1応募者につき1回のみとする。

エ 実施要領

現地見学会に申し込みがあり、かつ入札参加資格が認められた応募者に対し、実施要領を送付する。

オ 留意事項

現地見学会では、質問は受け付けないこととする。なお、質問は、第2回入札説明書等に関する質問で提出すること。

(7) 対面的対話に関する書類の受付

ア 対象

入札参加資格が認められた者を対象とする。なお、対面的対話に参加を希望する者は、対面的対話に関する提出書類を提出すること。

イ 受付期限

令和8年9月1日（火）午後5時までとする。

ウ 提出方法

応募者の代表企業が、持参又は郵送（受付期限内必着、書留に限る。）により受付期限までに提出する。持参の場合は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで及び期間中の祝日等を除く。）とする。なお、電子メール及びFAXによる提出は認めない。

エ 提出書類

(ア) 対面的対話の申込書（様式第4-1号）

(イ) 対面的対話用資料

a) 対面的対話における確認事項（様式第4-2号）

b) 全体処理フロー図（様式第4-3号）

- c) 全体配置・動線計画図（様式第 4-4 号）
- d) 各階平面図（様式第 4-5 号）
- e) 工事工程（様式第 4-6 号）
- f) その他応募者が必要な書類（様式任意）

オ 提出先

「第 10 章 3. 入札公告に関する担当」参照のこと。

(8) 対面的対話の開催

ア 目的

事業の位置付けや特徴の理解促進のため、応募者が、本事業の位置付けや特徴を理解し
たうえで、事業提案書を作成できるよう、必要事項を的確に伝える。

また、本事業は性能発注により行われるため、応募者に事業条件等を正しく伝えること
ができない場合、応募者の提案内容が要求水準未達となる可能性がある。応募者と提案内
容に関する対話を行うことで、事業条件等に対する認識の齟齬を解消し、応募者の創意工
夫を引き出しつつ、要求水準未達となる事態を回避する。

イ 対象

入札参加資格が認められた応募者を対象とする。

ウ 開催日

令和 8 年 9 月上旬を予定する。

エ 実施要領

対面的対話に申し込んだ応募者に対し、対面的対話の実施要領を送付する。

オ 質問事項の公表

様式第 4-2 号の確認事項及び当日の応募者からの質問事項は、公平性及び透明性を確
保する観点から、参加する応募者間で相互の確認を実現するため、全ての質問事項を第 2
回入札説明書等に関する質問書（様式第 1-2 号）に記入することとし、市はこれらの回
答を本市ホームページに公表する。

ただし、応募者固有のノウハウや事業提案に関連すると判断される内容については、本
市と応募者で協議のうえ、公表しないことがある。

(9) 第 2 回入札説明書等に関する質問受付及び回答公表

第 2 回入札説明書等に関する質問受付及び回答は、次のとおり実施するものとし、所定の
質問書以外では一切応じない。なお、質問に対する回答は全て公表するものとする。ただし、

公平な競争性の確保が危惧されるなど、本市が非公表と判断した質問については、公表しない。

ア 対象

入札参加資格が認められた応募者を対象とする。

イ 受付期限

令和8年9月11日（金）午後5時までとする。

ウ 提出方法

入札説明書と同時に本市ホームページに公表する第2回入札説明書等に関する質問書（様式第1-2号）（Microsoft Excel 形式）に記入のうえ、電子メールで提出する。なお、本市は、質問・意見書を提出した者に対し、到達確認メールを返信する。

（ア）提出先：「第10章 3. 入札公告に関する担当」参照

（イ）メールタイトル：「（応募者名）第2回入札説明書等に関する質問書」

エ 回答の公表

令和8年10月2日（金）までに本市ホームページに公表する。

（10）事業提案書及び入札書等の提出

応募者の代表企業は、次の要領に従って本事業に対する提案内容を記載した事業提案書及び入札書等を提出すること。なお、本市は応募者の提案内容についてヒアリングを実施することを予定している。

ア 対象

入札参加資格が認められた応募者を対象とする。

イ 受付期限

令和8年12月8日（火）午後5時までとする。

ウ 提出方法

応募者の代表企業が、持参又は郵送（受付期限内必着、書留に限る。）により受付期限までに提出する。持参の場合は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで及び期間中の祝日等を除く。）とする。なお、電子メール及びFAXによる提出は認めない。

また、郵送で提出する場合、封入物の鑑には「事業提案書及び入札書在中」と朱書きすること。

エ 提出書類

「添付資料 9 提出書類の作成要領」に規定する様式による。

オ 提出先

「第 10 章 3. 入札公告に関する担当」参照のこと。

カ 応募者ヒアリング

応募者ヒアリングの詳細は、別途、事業提案書及び入札書等を提出した者に通知する。

キ 開札

開札場所、開札日時、開札への立会い等は、別途、事業提案書及び入札書等を提出した者に通知する。

ク 入札結果の通知

入札結果は、令和 9 年 2 月中旬に事業提案書及び入札書等を提出した者に書面（電子メールその他の電磁的記録を含む。）で通知する。なお、入札結果の概要は、本市ホームページで公表する。

ケ 入札結果理由の説明請求

- (ア) 入札の結果、落札者とならなかった者は、その理由について本市に対して説明を求めることができる。
- (イ) 入札結果理由の説明を求める場合には、本市が通知した日の翌日から起算して7日以内（期間中の祝日等を除く。）に書面（書式は自由）を提出すること。提出方法は、持参又は郵送（7日目の消印有効、書留に限る。）によるものとし、持参の場合は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで及び期間中の祝日等を除く。）とする。
- (ウ) 説明を求めた者に対する回答は、書面により行う。

コ その他

- (ア) 受付期限に遅れた事業提案書及び入札書等は受け付けない。
- (イ) 事業提案書及び入札書等を持参して提出する場合、身分を証明できるもの（社員証等）の提示を求める場合がある。

(11) 留意事項

ア 入札説明書等の承諾

応募者は、「入札参加資格審査申請書（様式第2-1号）」の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとする。

イ 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

ウ 提出書類の取扱い

(ア) 事業提案書及び入札書の変更等の禁止

事業提案書及び入札書の変更、差替え及び再提出は認めない。また、理由のいかんに関わらず返却しない。

(イ) 著作権

応募書類の著作権は、応募者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、応募者に事前に協議したうえで必要な範囲において、市が公表することができるものとする。

(ウ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

エ 資料の取扱い

本市が提供する資料は、本事業の入札に係る検討以外の目的に使用することはできない。

オ 使用言語及び単位、時刻

入札に関して使用する言語は、「添付資料 9 提出書類の作成要領」及び各様式に特別に指定するもの以外では、日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

カ 入札の辞退

応募者は、随時、入札を辞退することができる。なお、入札辞退届の提出要領は、次のとおりとする。

(ア) 提出方法

応募者の代表企業が「入札辞退届（様式第 9-1 号）」を持参する。なお、電子メール及び F A X による提出は認めない。

(イ) 提出先

「第 1 0 章 3. 入札公告に関する担当」参照のこと。

キ 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(ア) 事業提案書に虚偽の記載がある場合

(イ) 事業提案書に不備がある場合

(ウ) 事業提案書の提出期限までに提出されない場合

(エ) 入札参加資格要件を欠いている場合

(オ) 著しく信義に反する行為をした場合

(カ) 関係者に対する工作等不当な活動を行ったと認められる場合

(キ) 入札価格が予定価格を超えた場合

(ク) (ア) から (キ) に挙げるものの他、市が特に指定した事項に違反した場合

ク 入札の中止等

本事業の入札手続きに関して本市が必要と認めたときは、入札の執行を取りやめることができる。この場合において、当該入札の延期又は中止によって入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

ケ その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、市は応募者に通知することとする。

5. 予定価格及び入札書比較価格

本事業での予定価格及び入札書比較価格は、次のとおりとする。

予定価格	39,075,300,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
入札書比較価格	35,523,000,000 円（予定価格の 110 分の 100 の額）

6. 応募者の審査及び落札者の選定

(1) 審査の機関

本市では、応募者から提出を受ける事業提案書に対し、公平に専門的知見に基づいて審査するための機関として、次の委員により構成する選定委員会を設置した。

また、実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間において、選定委員会の委員に対し、事業提案書の審査に関して自己の有利になる目的のために接触等の働きかけを行った者は失格とする。

委員名	所属・役職
櫻井 雅人	魚沼市 副市長
桑原 昇	魚沼市 総務政策部長
吉田 英樹	魚沼市 産業経済部長
戸田 千穂子	魚沼市 市民福祉部長
姫野 修司	国立大学法人 長岡技術科学大学 環境社会基盤工学専攻 教授
寺内 清修	一般財団法人 日本環境衛生センター 東日本支局 環境工学第一部 部長

(敬称略・順不同)

(2) 審査の手順及び方法

ア 入札参加資格審査

本市では、入札参加表明時に提出する入札参加資格審査申請書類を審査し、入札参加資格の有無を確認する。

イ 事業提案審査

選定委員会では、あらかじめ設定した審査事項により事業提案書を審査し、落札者を選定する。

ウ 審査事項

審査事項は、入札公告時に公表する落札者決定基準書において示す。

エ 審査結果

審査結果は、各応募者へ通知するほか、落札者の決定及び審査講評を本市ホームページに掲載する。

7. 落札者決定後の手続き

(1) 基本協定の締結

本市と落札者は、落札者決定後、速やかに事業契約の締結に向けた相互の協力義務、特別目的会社の設立等について規定した基本協定を締結する。

(2) 特別目的会社の設立（特別目的会社を設立する場合）

特別目的会社を設立する場合、落札者は、落札者決定後、速やかに特別目的会社を設立しなければならない。なお、特別目的会社は、次の要件を全て満たさなければならない。また、構成員以外の者は、特別目的会社へ出資することができない。

- ア 運営事業者の本店所在地は、魚沼市内としなければならない。なお、設計・建設業務期間中においては、構成員又は協力企業の事務所のうち新潟県内に所在する事務所を一時的に本店所在地とすることを認める。また、運営・維持管理業務期間中においては、運営事業者の本店所在地は、本施設内に設置することを認める。
- イ 応募者のうち、代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて 100 分の 50 を超えるものとする。
- ウ 運営事業者の定款において、会社法第 326 条第 2 項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を本市に提出すること。
- エ 運営事業者の株主は、本市の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

(3) 契約内容に関する協議

本市と落札者は、基本協定に基づき、事業契約の趣旨・解釈を明確化するため協議するものとする。

(4) 事業契約の締結

本市は、落札者と基本契約について、建設事業者と建設工事請負契約について、運営事業者と運営業務委託契約について、それぞれの仮契約を 3 月下旬に締結する。

なお、基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の各仮契約は、建設工事請負契約について本市議会の議決をもって、3 月下旬に本契約となる。

8. 著作権

応募資料の著作権は、応募者に帰属する。なお、本事業の公表、その他本市が必要と認めるときは、応募者と協議のうえ、本市は応募資料の全部又は一部を使用できるものとする。

9. 特許権等

応募者から提出される提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国

の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、運営・維持管理運営方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負うこととする。

10. 応募に係る費用

応募に係る費用は、応募者の負担とする。

第5章 事業者責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 指定されるサービスの水準・仕様

事業者は、入札関係書類及び提案内容に基づく諸条件を踏まえ、本事業の入札関係書類に示す本施設等の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を行うものとする。

2. 想定されるリスクの分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。

設計・建設業務及び運営・維持管理業務に伴うリスクは、原則として事業者が負うものとするが、本市が分担すべき合理的な理由があるリスクは本市が負うものとする。

(2) 想定されるリスクの分担

本市と事業者のリスク分担は、原則として「添付資料5 リスク分担」によるものとする。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

本市又は事業者のいずれかが責任を負うべきリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額を負担することとする。

また、一定額までは事業者が責任を負うとしたリスクや、本市及び事業者が共同して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、事業契約に示す契約条件等のとおりとする。

3. 事業者が加入する保険

事業者が加入する保険についての詳細は、「添付資料8 事業者が付保する保険」に定める。事業者の提案に基づき必要に応じて提示した条件以上の補償内容とすること。また、本市が提示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。なお、本市は、災害等に備えて、本施設の災害等による損害を担保する目的で、建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）に加入する予定である。

4. 本市による事業実施状況の監視

本市では、事業者が実施する本施設の設計・建設及び運営・維持管理段階における全ての業務を監視する。

本事業における監視方法は、運営事業者が行うセルフモニタリングに基づく運営・維持管理業務についての各種報告書による確認を基礎とし、これを補完する目的で市が随時モニタリングする。

また、事業者が提供する本施設の設計・建設業務及び運営・維持管理業務に係るサービスが十分に達せられない場合、本市は、事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。

5. 地元の雇用及び地元企業の活用

事業者は、本事業の実施に当たり、本市の人材の雇用に配慮するとともに、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。

また、下請人等を選定する際は、市内に本店又は本社を有する地元企業を優先し、選定するよう努めること。ただし、工事の性質等により市内に本店又は本社を有する地元企業に発注することが適当でない場合は、本市に営業所を有する企業を優先し、選定するよう努めること。なお、資機材等の調達、納品等においても同様とし、積極的に市内に本店又は本社を有する地元企業の活用に努めるものとする。

6. 地域住民との共生

本市では、操業データなどを公開し、開かれた施設運営に努める。事業者は、必要に応じて地域住民の意見を施設運営に反映するものとし、その際、運営事業者は、本市に協力するものとする。

第6章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 敷地面積及び配置

事業実施区域：約 9,500m²（「添付資料 2 事業実施区域」参照）

2. 都市計画事項

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| (1) 都市計画区域 | ごみ処理場（令和 8（2026）年度 都市計画変更決定 予定） |
| (2) 用途地域 | 無指定地域 |
| (3) 建ぺい率 | 70%以下 |
| (4) 容積率 | 200%以下 |
| (5) 防火・準防火地域 | なし |

第7章 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び事業契約中に規定する具体的措置に従う。

2. 管轄裁判所

事業契約に関する紛争については、新潟地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第8章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかった場合、本市は、事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は、事業契約を解除することができる。
- (3) 前2号の規定により本市が事業契約を解除した場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

2. 本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
- (2) 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償する。

3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

- (1) 設計・建設業務期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、本市は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。その場合、運營業務委託契約等も解除することができる。
- (2) 運営・維持管理期間においては、本市及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運營業務委託契約等を解除することができる。

4. その他

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

第9章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

PFI 法に規定する法制上及び税制上の優遇措置等並びに財政上及び金融上の支援等はない。

第10章 その他本事業の実施に関し必要な事項

1. 議会での議決

本市では、事業契約の締結に当たり、魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年魚沼市条例第 50 号）に基づき、あらかじめ市議会の議決を得るものとする。

2. 情報提供

適時、次に示す本市ホームページで情報を提供する。

<https://www.city.uonuma.lg.jp/site/shingomi/>

3. 入札公告に関する担当

〒946-0057 新潟県魚沼市中島 707 番地 1（エコプラント魚沼内）

魚沼市 市民福祉部 生活環境課 新ごみ処理施設整備室

電 話：025-792-3055

F A X：025-792-4220

電子メール：shingomi@city.uonuma.lg.jp